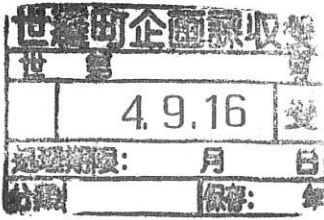


令和4年9月16日

世羅町長 様



申請者

団体住所 広島県世羅町小世良 448-7

団体名 一般社団法人二〇一四

代表者氏名 眞田 玄



令和5年度世羅町元気な地域づくり応援事業プロジェクト認定申請書

つぎのとおり世羅町元気な地域づくり応援事業のプロジェクト認定を受けたいので、世羅町元気な地域づくり応援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1. プロジェクト名称

良質な音楽とワインを楽しむ野外音楽フェスティバルを開催したい！

2. 補助対象事業費

7,300,000 円

3. 目標金額（補助金交付希望額）

5,000,000 円

4. 成立金額（事業の実施に最低限必要な補助金額）

5,000,000 円

5. 添付書類

- (1) 事業計画及び収支予算書
- (2) 団体の規約又は定款
- (3) 事業位置図・事業実施場所写真
- (4) 団体の構成員名簿
- (5) 団体の決算書・総会資料
- (6) 見積書（又は設計書）
- (7) 図面

次の点について了解のうえ申請してください。了解された場合は☑してください。

この認定申請は、プロジェクトの実施を希望する年度の前年度に行うものです。

認定申請と同一年度にプロジェクトを実施することはできません。

年度はプロジェクト実施年度を記入してください。

この認定申請書等は、ふるさと納税の募集等のため、世羅町ホームページに公開します。

## 事業計画及び収支予算書

## 1. 申請団体の概要

①団体名	一般社団法人二〇一四		
□団体の規約又は定款を添付してください。			
②団体の代表者	真田 玄		
③代表者住所、連絡先			
事務局連絡先（送付先）			
<small>*連絡先等が異なる場合には記載してください</small>			
□代表者及び事務局の住所・連絡先は公開しません。黒塗りとします。			
④設立（発足）年月	平成30年10月1日		
⑤構成員	会員数	5名	うち町民 3名
	スタッフ	名	
□構成員名簿を添付してください。（構成員名簿は公開しません。）			
□5人以上で構成される団体が補助対象団体となります。			
□町内に住所を有する者が構成員（会員）に複数名必要です。			
⑥設立目的・趣旨	世羅町及び近隣地域の文化振興及び観光振興		
⑦主な活動分野 （特定非営利活動分野から3つ以内でチェックを入れてください）	<input type="checkbox"/> ①保健・医療・福祉 <input checked="" type="checkbox"/> ④文化・芸術・スポーツ <input type="checkbox"/> ⑦地域安全 <input type="checkbox"/> ⑩男女共同参画社会 <input type="checkbox"/> ⑬科学技術 <input type="checkbox"/> ⑯消費者保護	<input type="checkbox"/> ②社会教育 <input type="checkbox"/> ⑤環境保全 <input type="checkbox"/> ⑧人権・平和 <input type="checkbox"/> ⑪子ども健全育成 <input type="checkbox"/> ⑭経済活動 <input type="checkbox"/> ⑰その他（	<input type="checkbox"/> ③まちづくり <input type="checkbox"/> ⑥災害救援 <input type="checkbox"/> ⑨国際協力 <input type="checkbox"/> ⑫情報化社会 <input type="checkbox"/> ⑮職業能力開発・雇用機会拡充
⑧過去1～2カ年の主な活動実績、年間事業規模、今後の取組み予定	（一昨年度） 無観客音楽コンサートライブ配信事業 実施場所：道の駅世羅（世羅町川尻） 実施時期：2020/12/1 （文化庁「文化芸術活動の継続支援事業」）		
	（昨年度） 野外音楽公演事業「ECHO -que sera sera goes to camp-」 実施場所：Sandy's Farm 特設キャンプ場（世羅町京丸） 実施時期：2021/10/30-31（※文化庁ARTS for the future!補助事業）		
	（今後の取組み予定） ・ライブ等の企画・運営（会場：広島県民文化センター、道の駅世羅等）		
□新型コロナウイルス感染症の影響により、過去2年間の主な活動実績がない場合、過去5年以内の主な活動実績などを記載してください。			

## 2. 事業計画

①プロジェクト名称	良質な音楽とワインを楽しむ野外音楽フェスティバルを開催したい！	
□プロジェクト名称はふるさと納税等を募集する際にも使用するため、簡潔で分かりやすい名称としてください。		
②このプロジェクトに取り組む理由	<p>世羅町合併 10 周年事業として、2014 年に第 1 回を開催して以来、2016 年、2017 年、2019 年と次第に拡大し、町内外に認知されるイベントとなった「ケセラフェスティバル」を、世羅町のシンボリックイベントとして継続していきたいと考えています。</p> <p>このプロジェクトの取り組みを通じて、町外の方に世羅町をより、身近に感じてもらうことができ、今後の来訪動機や、世羅製品の購買促進につながると考えています。</p> <p>また、コロナ禍で疲弊感のある町内に活気を取り戻し、合併 20 周年に向けた一体感を醸成するきっかけになるものと期待しています。</p>	
□社会的背景や地域の現状を踏まえて、プロジェクトの必要性や目的など記載してください。		
③実施場所及び効果の及ぶエリア	実施場所	世羅町大字黒淵 411-13 番地
	効果の及ぶエリア	広島県内
□具体的な施設整備やイベントを行う場所の分かる地図・写真を添付してください。		
□必ずしも町内で実施する必要はありませんが、効果が町内に及ぶことが必要です。		
④実施予定期間及びスケジュール	令和 5 年 10 月中旬予定	
	4 月～6 月	イベント告知・準備
	7 月～9 月	イベント告知・準備
	10 月～12 月	事業実施 実績報告
	1 月～2 月	
□プロジェクトの実施年度は申請年度の翌年度になります。		
□概ね四半期毎のスケジュールを記載してください。		
□2 月末までの事業完了・実績報告が必須となります。		
⑤実施内容	別紙：企画書のとおり	
□具体的な建物、モニュメント等の施設整備内容やイベント等の開催内容などを記載してください。		
□プロジェクトの進め方や実施方法（活動地域・対象者）など、確実な実施ができるかも記載してください。		
□プロジェクトへの地域の住民・企業等の参画の度合いなど、地域を巻き込む取組みを記載してください。		
□プロジェクトのアピールポイント（活動の獨創性・工夫している点・熱意）なども記載してください。		
⑥プロジェクト実施翌年度以降の取組み	本プロジェクトで更にイベント自体の認知度・ブランド力を向上させ、イベントオリジナルのワイン等、商品開発により、次年度以降のイベント財源確保につなげる。	
□整備した施設等の活用方法や、イベントや取組みなどの翌年度以降の継続性を記載してください。		
□自立的な活動の継続が期待できる取組みかどうかポイントとなります。		
⑦実施効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種メディア（イベントの特性上、取り上げられやすい）でのイベント告知を通じて、町内外へ「世羅町」「せらワイン」「世羅産ぶどう」等のキーワードを関連付けて発信することが可能なため、世羅町の農産品振興、観光振興への波及効果が期待できる。</li> <li>・コロナ禍による閉塞感からの脱却と、合併 20 周年へ向けた機運醸成に繋げることができる。</li> <li>・上記の効果により、世羅町に対するポジティブな印象を対外的に持ってもらう易くなるため、次年度以降の「世羅町元気な地域づくり応援事業」に対する企業等の訴求効果が見込まれる。</li> </ul>	
□地域の課題解決につながる効果を具体的に記載してください。		
□町内の他の地域への波及効果も記載してください。		
□町の魅力を町外に広く発信するなど町外への効果もあれば記載してください。		
□団体等の利益が発生する場合には、地域の利益が上回ることを具体的に記載してください。		

### 3. 収支予算

#### 【①支出】

区 分	内 訳	金 額
委託料	舞台設営費 120 万、美術費 70 万、 音響照明楽器費 100 万円	2,900,000 円
賃借料	施設使用料、場内テント・フェンス・仮設トイレ レンタル等	500,000 円
出演者謝金	10 組程度予定	2,000,000 円
旅費	東京 - 広島往復 20 名、その他現地交通費	800,000 円
宿泊費	出演者 30 名×7 千円=210 千円 スタッフ 15 名×7 千円×2 日=210 千円	420,000 円
飲食費	出演者、スタッフ弁当 800 円×50 食×2 回	80,000 円
広告宣伝費	チラシポスター、SNS 広告等	200,000 円
警備費	会場夜間警備	100,000 円
著作権使用料		100,000 円
消耗品購入費		100,000 円
手数料	チケット販売、銀行振込等	100,000 円
合 計		(a) 7,300,000 円

#### 【②収入】

(補助対象経費算出)

区 分	内 訳	金 額
チケット収入	4,000 円×500 枚=2,000 千円	(b) 2,000,000 円
補助対象経費	(a) - (b)	(c) 5,300,000 円

(目標金額) \*目標金額は補助金申請額で、補助金の上限となる額です。

区 分	内 訳	金 額
目標金額 (補助金申請額)		5,000,000 円
自己資金 (会費など)		300,000 円
その他 (寄付、利息など)		
合 計		(d) 5,300,000 円

(成立金額) \*成立金額はプロジェクトの実施に最低限必要な金額で、下回った場合には補助金は交付しません。

区 分	内 訳	金 額
成立金額		5,000,000 円
自己資金 (会費など)		300,000 円
その他 (寄付、利息など)		
合 計		(d') 5,300,000 円

参加費を徴収するイベントなどは参加費相当額を補助対象経費から除きます。ただし、参加費相当額を確認するため、支出には参加費相当額も含めた金額を記載してください。

「区分」の欄には、講師等謝金、旅費、印刷製本費、委託料、備品購入費などを記載してください。

「内訳」の欄には、収入及び支出毎の概要 (積算根拠など) を記載してください。

金額の根拠となる書類 (カタログ、見積書等) を添付してください。

建物の整備などの場合は、図面を添付してください。

目標金額、成立金額は 20 万円以上 1000 万円以下の範囲で、千円単位で記入してください。

(c)と(d)・(d')は、必ず一致させてください。

本様式を元気な地域づくり応援事業補助金交付要綱第6条に基づく補助金交付申請の際に使用する場合は、(成立金額)の表への記入は不要です。

4. 確認事項（次の事項を確認し、☑してください）

- ☑① 元気な地域づくり応援事業補助金交付要綱ならびに元気な地域づくり応援事業補助金申請要項の内容を順守したうえで、本申請を行います。
- ☑② 「元気な地域づくり応援事業プロジェクト認定申請書」並びに添付書類の記載内容は真実であり、虚偽の内容はありません。
- ☑③ 個人情報について次の事項に同意します。
  - ・申請書、変更申請書、実績報告書および添付した資料に記載されている事項は、当事業の運営に必要な範囲で、審査会委員や世羅町が取得・利用すること、また、ふるさと納税の募集や結果を公表するため、これらの情報が世羅町ホームページ等に公開され、マスコミ等一般に公開されること。
  - ・公開審査会の際に、提出された書類を基に作成した申請内容要約書を一般に配布すること。
- ☑④ 申請内容について、詳細な情報・資料を求められた場合は提供します。
- ☑⑤ 各種法令等を遵守し、申請内容を必ず実施します。申請したプロジェクトが成立したにも関わらず、事業を実施しなかった場合は、成立通知書を受け取った日の属する町の会計年度及び翌会計年度にこの補助金の申請をすることができないことを了承のうえ、申請します。
- ☑⑥ 本事業により整備した施設等の財産は適正に管理します。また、整備後5年間は、補助目的・申請内容に沿って使用します。

上記の点、確認しました。

団体住所 世羅町大字小世良 448 - 7  
 団体名 一般社団法人二〇一四  
 代表者氏名 眞田 玄



・個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、申請者の個人情報は本事業を遂行するために必要な範囲に限定して利用します。

【自由記述】プロジェクトに対する意気込みなど、自由にご記入ください。

本事業の周知や、来年度以降の様々な取り組みにもつながるよう、採択された際は、成立金額達成に向けたアピールを行うとともに、魅力あるイベントの開催に向け、しっかり準備したいと思います。

◎最後にチェックしてください。申請書類・添付書類に漏れはありませんか？

☑	内容（【必須】となっているものは必ず提出が必要）	公開・非公開
☑	【必須】元気な地域づくり応援事業プロジェクト認定申請書（様式第1号）	公開
☑	【必須】事業計画及び収支予算書（様式第2号）	加工公開
☑	【必須】団体の規約又は定款	公開
☐	【必須】事業位置図・事業実施場所写真	加工公開
☑	【必須】団体の構成員名簿	非公開
☑	【必須】団体の決算書・総会資料	非公開
☑	【必須】見積書（又は設計書）	非公開
☐	図面（施設整備が伴う場合は必須）	公開

\*公開とされているものはホームページで公開します。加工公開とされているものは、一部加工したうえで公開します。

\*著作権等のため、公開としているものも加工することがあります。

\*申請者が希望された場合、非公開としているものも加工のうえ公開する場合があります。

\*書類は可能な限り電子データでも提出してください。

\*書類は公開審査会でコピーを配布する場合があります。

広島県世羅町せら夢公園野外音楽フェスティバル企画書



# que Sera Sera Festival'23

ケ・セラ・セラ・フェスティバル・トウエンティスリー

作成：一般社団法人二〇一四

2022年9月16日



**Que Sera Sera  
Festival '23**



会場空撮写真







# Que Sera Sera Festival'23

## イベント概要

2023年10月15日(日)

※他候補日 → 10月8日(日)、10月22日(日)

せら夢公園

(広島県世羅郡世羅町黒瀬518番地1)

前売: 4,000円 / 当日 5,500円

駐車場 500台無料

## 会場構成

- 1 **有料エリア**  
ワールド  
(夢公園のんびり草原)  
メインステージを軸に著名アーティストによるコンサートを実施。
- 2 **無料エリア**  
ヴィレッジ  
(夢公園多目的広場)



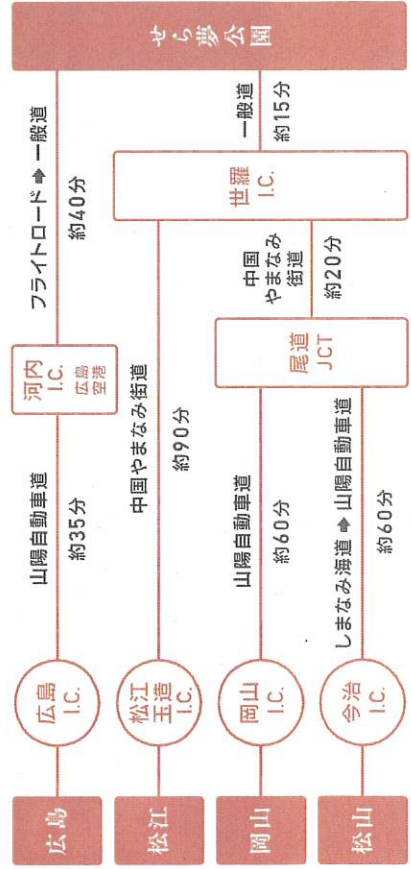
コンセプト=衣食住。全国各地の厳選ワインと、地元の家材を使った「ワインに合う料理」を中心に提供。「横丁」のようなゴチャゴチャ・賑やかな雰囲気を作ることで何が起るかわからない「ワクワク感」を演出。「ライブバー」のような距離感の近い小さなステージで、主に広島近郊在住の良質なアーティストを紹介する。

※ワールドステージ5～6組、ヴィレッジステージ5～6組の出演を予定。

- 3 **その他、マルシェ**  
(夢公園交流広場)などを予定

## アクセス

会場: せら夢公園



## 想定集客数

有料 500名

無料 1000名



## Que Sera Sera Festival '23

### 実施目的

音楽を軸とした地域の  
文化レベルの向上

1

普段田舎ではなかなか触れる機会のないプロフェッショナルのライブコンサートを開催。オリジナルティとクオリティを求めてミュージシャンを都市部から招聘します。私たちは昨今の音楽離れを深刻に考え、リスナー側に一歩歩み寄った音楽の提供の仕方を意識してします。

田舎の豊かな  
ライフスタイルの提案

2

来場者にはストレスのない開放的な環境で、音楽と美味しいドリンク・フードに刺激されながら本来の『人間らしい生活』を今一度考え直してもらえる機会となります。子供から大人まで楽しめるアクティビティも備え、人間力を一段階上げて帰っていただきたいと考えています。

近隣地域同士の交流と  
ネットワークづくり

3

小さなコミュニティ同士の横の繋がりが希薄な田舎ですが、ケセラセラをきっかけの一つとしてクリエイターやマルシェ団体同士が得意分野を共有し、広島県東部全体の音楽・フェスティバル文化の活性化に繋がります。

世羅町の観光促進

4

アクセスの良い尾道松江道沿線のみならず、しまなみ海道から繋がる四国愛媛や広島市など町外からの来場者も見込まれます。2020年を一つの目処に、世羅町の観光資源の一つとなるフェスティバルとなることを目指します。



Que Sera Sera  
Festival '23

パブリシティ

- フライヤー 20,000枚
- ポスター 300枚
- FM、AM、テレビ、ケーブルテレビ各局
- 中国新聞
- タウン情報誌
- 県観光関連情報露出
- WEB・SNS広告

クレジット

主催・企画・制作：一般社団法人二〇一四

後援：各行政、観光連盟等予定

問い合わせ：一般社団法人二〇一四

オフィシャルサイト：[www.queserarafestival.com](http://www.queserarafestival.com)



## Que Sera Sera Festival '23

### 広島県世羅郡世羅町

2004年に旧世羅町、甲山町、世羅西町の世羅郡3町が合併し誕生した人口約17,000人の町。広島県のほぼ中央に位置しており、通称「世羅台地」と呼ばれる標高350m～450mの台地を形成している。広島市と比較して年間を通じて3.5℃ほど低く、また平均最高気温と平均最低気温の差が10.8℃と大きいことが特徴。こうした気象条件が世羅産の美味しい米や農作物をはぐくむ基礎となっており、県内有数の農業地帯として知られる。特に梨とぶどうの生産が盛んで、せらワイナリーでは世羅産ぶどう100%のワインも醸造。また、地形を活かした大規模花観光農園や果樹観光農園が多く、春から秋にかけて様々な花や果実を楽しむことから多くの観光客が来訪する。生産・加工・販売までを一環して行う“6次産業”というコンセプトの先駆けの地でもある。世羅高校の陸上部は駅伝の強豪校であり、2015年の全国大会では男子が9度目、女子が初優勝と、男女アベックVを達成した。その知名度を活かし、ランニングを中心とした近未来観光にも近年力を入れている。

### せら夢公園(会場)

せらワイナリーと県民公園からなる施設の総称。総面積約27ヘクタール。2006年4月開園。せら県民公園は7つのゾーンに分かれており、公園の中心となる玄関広場で円形広場で円形広場で「交流広場」、健康スポーツやレクレーション・地域イベント・遠足の離散集台など多様な利用が可能な「多目的広場」、世羅高原をミニチュア化し、地域の歴史・文化・観光施設を紹介した「せらミニチュアガーデン」、グラウンドゴルフなどのファミリースポーツが楽しめる「レクレーション広場」、美しい草原でピクニックや休養・軽スポーツなど多目的な利用が出来る「のんびり草原」、標高500mから眺望の良い原っぱの中で、遊具遊びなど子供たちが楽しめる「展望広場」、世羅台地で見られる多様な動植物を保全し、その観察や育成活動を通じて自然のなりたちや生き物の不思議を学ぶことができる「自然観察園」からなる





一般社団法人二〇一四 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人二〇一四と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を広島県世羅郡世羅町に置く。

(目的)

第3条 当法人は、世羅町及び近隣地域の文化振興及び観光振興を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 音楽イベントの企画運営
- (2) 文化・スポーツイベントの企画運営
- (3) 各種イベント運営の受託
- (4) ワインの研究及び醸造、販売
- (5) 飲食店の運営
- (6) オリジナル商品の開発及び販売
- (7) 映像、出版物等の制作、デザイン
- (8) 地域振興に資する事業
- (9) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社員

(入会)

第6条 当法人の目的に賛同し、入会した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格喪失)

第10条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

### 第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年決算後、3か月以内にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、

社員  
こ  
(議  
第15  
(議  
第16  
(決  
第17  
社員  
数  
2  
の  
(  
(  
(  
(  
(  
(議  
第18  
る。  
2  
第19  
2  
(任  
第21  
2  
(理



社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 理事の解任
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

#### 第4章 役員

(役員)

第19条 当法人に、理事4名以上10名以内を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(任期)

第21条 理事の任期は、2年とする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その職務を統括する。

(報酬等)

第23条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 資産及び会計

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第25条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日まで代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第26条 当法人の事業報告及び決算については、代表理事が作成し、毎事業年度終了後、3か月以内に定時社員総会において報告し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第6章 解散

(解散)

第27条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第28条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第7章 附則

(最初の事業年度)

第29条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立  
第30

(設立  
第31

任  
計  
任  
計  
任  
計  
任  
計  
(法令  
第32

る注

以  
次に

斗

(設立時の役員)

第30条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 眞田玄、堂本直樹、永田敬士、西原淳

設立時代表理事 眞田玄

(設立時社員の氏名及び住所)

第31条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

住所 広島県世羅郡世羅町大字寺町 1373 番地

設立時社員 眞 田 玄

住所 広島県世羅郡世羅町大字小世良 448 番地 7

設立時社員 堂 本 直 樹

住所 広島県三原市中之町 6 丁目 13 番 8 号

設立時社員 永 田 敬 士

住所 広島県世羅郡世羅町大字西上原 1160 番地 3

設立時社員 西 原 淳

(法令の準拠)

第32条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人二〇一四の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 30 年 9 月 13 日

設立時社員 眞 田 玄



設立時社員 堂 本 直 樹



設立時社員 永 田 敬 士



設立時社員 西 原 淳



平成30年第81号

定款認証

この定款の設立時社員兼設立時社員 眞田 玄外2名の代理人 堂本直樹 は、本公証人に対し、この定款における記名押印を自認する旨並びに被代理人全員がこの定款における記名押印を自認している旨を陳述した。――

よって、これを認証する。――

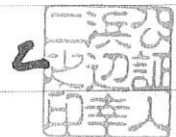
平成30年9月20日、本公証人役場において――

広島県尾道市新浜二丁目5番27号 (大宝ビル5階)

広島法務局所属

公証人

池田 幸



Vertical scale on the left side of the document, numbered 1 through 20, used for document tracking.